

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
 大学院生研究
 2008年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院		法学研究科	法学政治学 専攻
指導教員	所属・職名		氏名	
	法学部		舟田正之 印	
自然・人文の別	自然	・ <input type="checkbox"/> 人文	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題名	優越的地位濫用規制の特徴と役割			
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名	
	法学研究科 法学政治学専攻 3 年		韓 都律 印	
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名	
研究期間	2008 年度			
研究経費	200 千円			

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、独占禁止法における「優越的地位濫用」規制に関するものである。取引当事者間の取引において、取引当事者の一方が、取引上の地位が相手方より優位であることを利用して、相手方に不当に不利益を与えることを禁止する規定である。経済活動において、取引上地位の差が生じるのは一般的であるが、その中で具体的に何を優越的地位というのかは非常に困難である。

したがって、本研究は、取引上の優越的地位とはどのようなことをいうのか、また、その地位を利用した濫用行為はどのようなものなのかを明らかにすることである。本研究では、各産業界において、優越的地位といえる行為類型を取り出し、その濫用行為を明らかにする。また、他の国では、優越的地位の濫用行為をどのように規制しているかを調査し、比較研究を行う。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[不公正な取引方法] [優越的地位] [濫用]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

1. はじめに

独占禁止法は、戦後の「経済民主化」のための諸改革の中で制定されたものであり、その背景には、経済的な力が、社会的・政治的にも影響力を持ってきたことへの批判があった。経済的な力は、それによって他者の自由な判断・行為を抑圧し、それらを支配し動かすことによって、自らの意思を実現することを可能にする。もちろん、近代憲法・私法の下では、すべての経済主体は、形式的には自由・平等であり、したがって、そこにおける経済的な力の不当な行使・利用は、他者の形式的自由を前提とするが、実質的にはそれを侵害するような形態において行われる。

独占禁止法は、このような経済的な力の形成を阻止し、または既に成立している経済的な力が不当に行使されることを防止し、それによって、すべての経済主体(取引主体)の経済的自由を実質的に確保しようとするものであると理解することができる。

優越的地位の濫用規制はこのような独占禁止法の目的を達成するために作られたものであるが、その規定の性格上条文の具体化が困難であるため、様々な論争を起している。

本研究では、このような事情を含めて、まず、今まで優越的地位の濫用行為がよく行われていた取引分野を改めて調査・分析する。そこで、どのような行為が優越的地位の濫用行為に当たるのかを明らかにする。また、そのような研究の上、新しくどのような取引分野において優越的地位の濫用行為が行われているかを探し、そこにおける優越的地位の濫用行為を分析する。

今までの研究においては、大規模小売業者とその納入業者間における優越的地位の濫用行為また親事業者と下請事業者間の優越的地位の濫用行為が大きな問題であった。まず、前者における問題を分析する。

2. 大規模小売業

流通・取引慣行の改善を考える場合に、大規模小売店の巨大な購買力(バイイング・パワー)を利用した行為が、競争秩序に与える影響を見逃せない。バイイング・パワーそれ自体直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、大規模小売店が巨大な販売力、継続的取引関係を背景に、納入業者に対し、相対的に優越した立場を利用して、一方的に有利な取引条件を設定するとすれば、独占禁止法上問題となる。

流通・取引慣行ガイドラインによると「小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合」とは、「当該納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難となることが事業経営上大きな支障をきたすため、当該小売業者の要請が事故にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、取引先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮される」とされている。

事例としては、三越事件、ローソン事件などがあるが、このような事例を通じて具体的にどのような行為が優越的地位の濫用行為であるかが明確になる。

三越事件においては、「店頭外販売」における「押し付け販売」と催物の費用負担(協賛金)の強制が問題であった事件である。株式会社三越は、いわゆる百貨店業者であり、売上高によると、昭和52年度の百貨店業界において、第1位、小売業界全体においては第2位の地位を占めていたものである。小売業者にその販売する商品を納入する事業者にとって、三越は極めて有力な取引先であり、同社にその販売する商品を納入する事業者は、同社と納入取引を行うことを強く望んでいる状況にあった。三越はこのような購入業者の事情を利用して上記のような行為を行ったのである。

ローソン事件においては、株式会社ローソンは、店舗数においてコンビニエンス・ストア・チェーン業界において第2位、また、平成9年度における売上高においても第2位、小売業界全体においては第5位の地位を占めていた。日用品納入業者は、ローソンとの納入取引の継続を強く望んでいるし、このため、ローソンと継続的な取引関係にある日用品納入業者の大部分は、ローソンとの納入取引を継続する上で、納入する商品の品質、納入価格等の取引条件とは別に、ローソンからの種々の要請に従わざるを得な

研究成果の概要 つづき

い立場にある。ローソンは、この取引上の地位を利用して、主要日用品納入業者に対し、特投の算出根拠のない一定額の金銭を提供するよう要請し、また、すべての標準棚割商品の一定個数をローソンチェーン店に円で納入するよう要請した。これ以外にもローソンチェーン店が標準棚割商品以外の在庫商品を処分するための費用として、約 13 億円を日用品納入業者に負担させた事件である。

本件における、いわゆる「一元納入」の強制は、「不当な値引き」に当たるが、ローソンなどのフランチャイズ本部は、当時の百貨店業特殊指定における「百貨店」の定義に当て嵌まらなかったため、一般指定 14 項 2 号が適用された。このことが、百貨店業特殊指定に代えて現在の大規模小売業特殊指定が制定された一つの理由となっており、ローソンは後者における「大規模小売業者」には該当し、「一元納入」の強制は同指定一項違反となる（最近、「不当な値引き」に当たるとされ百貨店業特殊指定 2 項該当とされた事例として、ポスフル事件、山陽マルナカ事件、フジ事件などがある）。

3. 下請法

親事業者と下請事業者間の優越的地位の濫用行為の問題は下請法によって規制されている。

下請法の特徴は、第 1 に、下請法における下請とは、民法でいう請負に限られるものではなく、契約の種類を問わない形で広くとらえられる。第 2 に、独占禁止法との関係では、大量的に発生する違法行為を処理するため、違法性の判断のための画一的基準（親事業者・下請事業者の定義など）が採り入れられている。第 3 に、公正取引委員会自らが親事業者および下請事業者に対して調査を行うことである。これは下請事業者の立場上、親事業者から不当な行為をされても問題提起がなかなかできない現実を反映したものである。第 4 に、下請事業者が不当な不利益を被るのを未然に防止する措置がとられていることである。すなわち、下請事業者が発注書面を交付する義務、及び下請取引に係る書面を作成・保存する義務を課している。

このような下請法の特徴には、次のような問題点も多く存在する。

第一に、下請法の適用範囲が拡大されたといっても、まだ適用範囲は限られており、委託者である大規模事業者が取引上優位に立つ実質的な下請取引であるにも係わらず、下請法の適用がないものが広く存在しているということである。第二に、下請法の違反件数が極めて多いにも係わらず、違反に対し抑止力のある措置が足りないということである。第三に、下請法における私法的な権利義務は十分検討されていないということである。したがって、当研究では、委託者である大規模事業者が取引上優位に立つ下請取引を公正化するために、どのような解釈・立法が望ましいかを考えるという視点に立って、下請法の適用範囲、下請法の重要な実体規定の内容とその背後にある私法上の権利関係、および違反に対する勧告のないようについて検討を行った。

4. 韓国における優越的地位の濫用規制

韓国は、日本の独占禁止法における不公正な取引を受け入れ、制定当初から優越的地位の濫用規制を設けている。現在韓国の公正取引法における優越的地位の濫用規制は、日本の独占禁止法における規制より、違反摘発件数も多く、また、その違反行為に対するエンフォースメントも厳しくなっている。

韓国の公正取引委員会が行った審決を調査してみたところ、様々な業界における審決が行ったことが分かった。日本の事例ではみられない建設業や放送業における事例が見られる。韓国の事例研究は日本でも同様の業界に同じことが起こっていることを示唆し、調査の余地を与える。また、優越的地位の濫用規制の違反行為に対して韓国では課徴金が課されているし、韓国公正取引委員会に大きな裁量を与えている。

当規定に対して韓国でもいくつかの批判がなされているが、それは日本の優越的地位の濫用規制にもあてはまるものである。第一に、優越的地位の濫用規制は、競争との関連性がなく、取引当事者間の問題であるため、政府が介入すると社会的な非効率性が発生する可能性がある。第二に、優越的地位の濫用規制を継続的取引関係にとどめるべきである。第三に、優越的地位の濫用規制を企業と消費者関係にまで広げているが、事業者と事業者との関係のみに規制するべきであるということである。

※ この（様式 2）に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書（A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式）を添付すること。